

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	根拠条項	資料番号	20	担当課	消防防災安全課
高圧ガス保安法	38-2	不利益処分の種類	変更命令等に違反したときの停止		
<p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (許可の取消し等)</p> <p><u>第38条</u> 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。</p> <p>一 第十一条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十六条第二項若しくは第四項、第二十七条第二項、第三十四条若しくは次条第一号若しくは第三号の規定による命令又は同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。</p> <p>二 第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。</p> <p>三 第二十条第一項又は第三項の完成検査を受けないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。</p> <p>四 第二十七条の二第一項、第三項、第四項若しくは第七項(第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)第二十七条の三第一項若しくは第二項又は第二十七条の四第一項の規定に違反したとき。</p> <p>五 第六十五条第一項の条件に違反したとき。</p> <p>六 第七条第二号から第四号までに該当するに至つたとき。</p> <p><u>2 都道府県知事は、第二種製造者、第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が次の各号の一に該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>一 第十二条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十条の六第二項、第二十四条の三第三項、第三十四条若しくは次条第一号若しくは第三号の規定による命令又は同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。</u></p> <p>二 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。</p> <p>[参考条文] 高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) 第5条(製造の許可等) 第7条(許可の欠格事由) 第11条(製造のための施設及び製造の方法)</p>					

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	資料番号	20	担当課	消防防災安全課
			38-2	不利益処分の種類	変更命令等に違反したときの停止	
第12条(同上)						
第14条(製造のための施設の変更)						
第15条(貯蔵)						
第16条(貯蔵所)						
第18条(同上)						
第19条(同上)						
第20条(完成検査)						
第20条の6(販売の方法)						
第24条の3(特定高圧ガスの消費)						
第26条(危害予防規定)						
第27条(保安教育計画)						
第27条の2(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)						
第27条の3(保安主任者及び保安企画推進員)						
第27条の4(冷凍保安責任者)						
第28条(販売主任者及び取扱主任者)						
第34条(保安統括者等の解任命令)						
第65条(許可等の条件)						
[参考条文]						
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)						
(緊急措置)						
第39条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。						
一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	20	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	38-2	不利益処分の種類	変更命令等に違反したときの停止	
<p>石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p> <p>二 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p> <p>三 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定